

publicity magazine  
by Chiba Federation of Small Business Associations

# Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

(齊藤剛一)

# 中小企業ちば



金田魚介類仲買協同組合

## Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 第 51 回通常総会開催
- 特集 **4** 平成19年度版中小企業白書
- 施策 **6** 新連携対策補助金の公募
- 組合 Q&A **8** 賛助会員制度について他
- 視点 **10** データの罫・情報コントロールにご用心
- ご案内 **12** 70 歳まで働ける企業創出事業
- 連携リーダー **13** 金田魚介類仲買協同組合
- 景況 **14** 情報連絡員報告 (4 月)
- お知らせ **15** 新しい中小企業組合制度がスタート

# 2007

# 6



千葉県中小企業団体中央会

URL: <http://www.chuokai-chiba.or.jp>



## 第51回通常総会開催 新年度予算決定・新執行部誕生

本会は5月25日千葉市「ホテルポルトプラザちば」において第51回通常総会を開催し、①平成18年度決算関係書類承認の件②平成19年度事業計画及び収支予算案並びに会費の賦課徴収方法決定の件③役員報酬決定の件④任期満了に伴う役員改選の件が上程され、慎重審議された。

19年度予算は、前年度に比べ緊縮予算となったが、内容は事務局職員の人件費が減少し、連携組織対策事業費が増加するなど中小企業組合組織の強化と多様な事業活動が盛り込まれている。以下は19年度予算の概要

## 平成19年度収支予算

〔収入の部〕	
◇ 会費	46,700千円
◇ 補助金	205,856千円
◇ 分担金	4,300千円
◇ 受託事業	42,177千円
◇ 雑収入	1,500千円
◇ 共済特別会計繰入	9,500千円
◆ 収入合計	309,783千円
〔支出の部〕	
◇ 千葉県補助事業	
○ 指導員及び職員の設置費	184,670千円
○ 連携組織対策事業	
① 指導員等資質向上事業費	7,106千円
② 組合等の情報提供事業費	6,963千円
③ 組合等の指導事業	8,028千円
④ 中小企業連携組織等支援事業	11,405千円
◇ 予備費	31,400千円
◆ 支出合計	309,783千円
○ 事業運営補助事業	
中央会の基盤強化に関する事業費	7,690千円
中小企業者の組織化促進指導事業費	515千円
協同組合等に関する教育情報事業費	500千円
情報企画専門職員設置事業費	6,239千円
◇ 全国中央会補助事業	2,662千円
◇ 受託事業	
① 中小企業特別相談員設置事業費	503千円
② 70歳まで働ける企業創出事業費	10,000千円
③ 障害者雇用啓発推進モデル事業費	11,025千円
④ 中小企業景況調査費	456千円
⑤ 千葉県人材活用等推進事業費	20,000千円
⑥ 官公需情報収集提供事業費	193千円
◇ 管理費	
① 管理費	31,400千円

## 正副会長会議・理事会開催

5月9日午後2時半より本会の正副会長会議が千葉市内のオークラ千葉ホテルで開催された。また、引き続き3時からは理事会が開催された。会議では第51回通常総会の附議事項について審議され、原案通り了承された。今回の理事会開催は、中協法の改正に伴う総会招集手順の変更によるもので本年度から新たに開催したものである。

## 組合運営講習会

本会は、5月11日、事業年度終了後の事務手続きを適正に行うための運営講習会を開催した。

内容は①本会指導相談室組織主幹の「組合の事務管理」②本会の特別相談員で公認会計士の高木先生の「組合の税務申告」であった。なお、組合法改正に伴う事務手続きの変更についても説明があり、多数の質問応答があった。



# 平成19年版 中小企業白書

地域の強みを活かし変化に挑戦する中小企業

経済産業省・中小企業庁はこのほど「平成19年版中小企業白書」（平成18年度中小企業の動向に関する年次報告）を閣議決定した。

これは中小企業基本法に基づいて、政府が毎年中小企業の動向を分析し国会に提出するもので、今年で44回目を数える。白書は、第1部「2006年度における中小企業の動向」第2部「地域と共に成長する中小企業」第3部「経済構造の変化にチャレンジする中小企業」の3部構成である。

## 「中小企業の景気動向」

日本経済は、戦後最長となる景気回復を続ける一方、地域における産業構成の違いや、需要の大小を反映して、地域間での回復の度合いにばらつきが存在している。

また、地域間におけるばらつきと同様に、企業の規模によって、景況感の回復度合いにばらつきが見られる。そのため多くの中小企業においては必ずしも景気回復が

実感できるものとはなっていない。

輸出や民間設備投資が今回の景気回復の牽引役となっているが、これら輸出や設備投資向けの財・サービスを生産する中小企業が、大企業に比して少ないことも景気回復感を実感できない要因である。

## 「開業・廃業の動向と小規模企業を取り巻く環境」

「タウンページデータベース」から算出された開業率・廃業率をみても、景気回復が続いている中で、依然として廃業率が開業率を上回っている。▼開業率の推移を見ると、「情報・通信」の開業率が最も高く推移しているが、「事業活動関連サービス」の開業率が上昇傾向にあり、「飲食・宿泊」を抜いて2位になっている。また、「工業用素材」や「農林水産」といった業種は5年間低位で推移している。▼

創業を阻害する要因は、開業資金の調達に苦労している企業の割合が最も高く、人材の確保、販売先の確保がこれに続いている。開業を阻害する最も大きな要因は、資金調達の難しさであると言える。▼事業承継については規模が小さくなるほど、社長交代が進まない傾向にある。中小企業経営者の

個人資産は株式等の事業用資産が

大部分を占めており、その承継のさいには、特に高収益の株式会社において相続税負担の問題が大きい。▼小規模企業にとっては、市場における競争の激化などの外部要因だけでなく、事業承継や人材の確保など内部にもクリアしていなくてはならない課題が多い。

## 「地域資源の有効活用に向けた取組」

地域に存在する特有の経営資源として、特産品や伝統的に継承された製法、地場産業の集積による技術の蓄積、自然や歴史遺産といった文化財などが挙げられる。「農林水産型」「産地技術型」「観光型」の3つに分類。▼「農林水産型」では、差別化のポイントとして地元の農林水産品を活用しているとした企業が全体の半数近くに上っている。▼「産地技術型」

は差別化のポイントとして、販売先との強固な信頼関係や、商品デザイン・イメージを多く挙げている。存在する地域資源の強みが認識されていない。▼「観光型」では、差別化のポイントとして、地元の農林水産品を使用することや、温泉の泉質そのものが、サービス提供プログラムの質と共に挙げら

れている。

## 「地域を支える中小小売業の等の役割」

小売業販売額は、1997年に148兆円とピークを記録して以降、減少を続けており、2004年の調査時点では133兆円にまで落ち込んでいる。スーパーがシェアを大きく伸ばしている一方、売り場面積の小さい専門店においては、シェアが落ち込んでいる。

▼中小店が他業態と比較して利用される場合が多いのは、美容・美容、クリーニングといったサービスと飲食であり、物販は他業態の利用が多い。消費者が中小店に期待しているのは、惣菜・パン等、生鮮食品、理容・美容などのサービス、飲食などの分野であり、「価格・品揃え」、「家から近い」こと等が強みとなっている。▼今後の購買行動変化として、安心安全重視が全世代で高まるとみられ、こうした顧客ニーズを捉えた価格・品揃えや安全に買物のできる環境の確保が求められている。また、店舗での商品・サービスの提供以外に、宅配などの付加的サービスや、地域づくりへの貢献も期待されている。

## 「地域金融が中小企業の発展に果たす役割」

安定的に資金を調達する上で、中小企業は金融機関、特に地域の金融機関と良好な関係を築くことが重要である。地域間のばらつきは縮小傾向にある。メインバンクとの接触頻度を従業員規模別に確認すると、企業規模が小さくなればなるほど低くなる傾向にある。

▼小規模企業はメインバンクとの取引満足度も低く、最近10年でメインバンクを変更している割合が多い。▼我が国中小企業は複数行取引が主流という特徴がある。しかし、二行取引の企業と比較して、資金調達が容易になるが、借入依存度も高くなり、資金繰りの悪化や金融機関から厳しい融資対応を受けたために中小企業再生支援協議会を利用する割合が高くなる。

▼中小企業に対する円滑な資金供給を実現するために、従来の不動産担保や保証人に依存した借入以外の様々な手法が導入されている。中小企業においては、これらの利用が更に進むことが期待される。

## 「変容する企業間の取引構造」

近年、企業間の取引構造は、「系列取引」と言われる長期・固定的

なものから、多面的なものへと変化してきている（取引関係のメッシュ化）。▼メッシュ化が進んでいる中で、同時に企業同士の情報のやりとりは緊密化する傾向があり、両者を両立させている企業は売上げが堅調に推移している。両者を両立させている企業は、安定した品質を求められる製品の製造や技術交流を行うことによつて、他企業と製品の差別化が行えているものと考えられる。▼メッシュ化の進展は、経済全体が従来のように右肩上がりではなくなった状況の中で、個々の企業が売上高を増加していくために講じてきた対応の結果と考えられる。経済全体の需要が大きく伸びない限り、こうしたメッシュ化の動きは続くと思われる。▼単に取引先を増やすだけでは、企業にとって売上高の増加に結び付かない。製品の差別化や技術交流に努め、情報のやりとりをより緊密化し、企業同士の交流を深めていくことが、今後の中小企業にとって重要である。

## 「企業間の取引条件が中小企業に及ぼす影響」

販売価格の決定は、主要販売先

と話し合い、双方が合意して決定する中小企業が約6割、主要販売先が決定権を持っているケースが約2割、自社が持っているケースは約1割見られる。▼中小企業が販売先に対して価格交渉力を持っているか否かは、業績に大きな影響を与えている。価格交渉力・価格決定権がある中小企業の方が、利益率が高くなっており、価格交渉力の強さは中小企業の業況を左右する大きな要素となっている。

▼企業間取引において、公正な取引条件を定め、良好な取引関係を維持していくためには、各企業の個別の経営努力、「受注―発注」企業間における相互理解、行政によるサポートなど、多様な取組が求められるのである。

## 「人的資本蓄積に向けた中小企業の取組」

中小企業においては、求人

は増えるものの、雇用者数は増加していない。▼また、大企業のように正規雇用を非正規雇用で代替しているのではない。▼90年代以降の雇用のリストラを通じて、中小企業の人的資本は、企業内で蓄積される知見を持ち、知識や熟練技能などの業務レベルの高いプロフェッショナル人材の減少という形で損なわれてきた。▼近年、我が国の景気が回復しつつある中で、中小企業の採用環境は厳しさを増してきている。今後、中小企業が競争力を持つて成長を続けていくためには、個々の企業においてキーパーソンに代表される中核人材を育成していくことが重要である。▼また、キーパーソン人材の育成に際しては、その候補者を確保していくという視点から、長期的な雇用が前提とされる正規雇業者の裾野を広げ育成していくことも重要である。一方で、採用環境が厳しさを増していることを踏まえると、高齢者や女性の雇用や、非正規雇用者を正規雇用へ登用するなど採用対象の裾野を広げ、自社での育成に力を入れていくことが望まれる。

## 2. 補助率

補助対象経費の3分の2以内

## 3. 補助金額

## (1) 事業化・市場化支援事業

## 1. 事業化・市場化

1件あたりの補助金額は、2,500万円以内

## 2. 技術開発を伴う事業化・市場化

1件あたりの補助金額は、3,000万円以内

## (2) 連携体構築支援事業

1件あたりの補助金額は、500万円以内

## 4. 補助事業期間

交付決定日から平成20年3月31日まで

## 【公募期間】

## (1) 事業化・市場化支援事業

・平成19年6月25日（月）～平成19年7月20日（金）

## (2) 連携体構築支援事業

・平成19年6月25日（月）～平成19年7月20日（金）

※ (1) (2) とも採択・執行にあたっては、国会での平成19年度予算成立が前提となります。

## 【公募資料ダウンロード】

・[平成19年度新連携対策補助金公募要領\(PDF/676KB\)](#)

[http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/download/19fy\\_shinrenkei\\_kouboyouryou.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/download/19fy_shinrenkei_kouboyouryou.pdf)

・[申請様式 \(Word/174KB\)](#)、

[http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/download/19fy\\_shinrenkei\\_shinsei\\_youshiki.doc](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/download/19fy_shinrenkei_shinsei_youshiki.doc)

## 【問い合わせ先】

申請に関することは、関東経済産業局までお問い合わせください。

## (1) 関東経済産業局（申請書受付先も兼ねています）地域経済部 新規事業課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

電話:048-600-0394

ホームページ:<http://www.kanto.meti.go.jp>

## (2) 経済産業省 中小企業庁 経営支援部 経営支援課

担当:久保、東、田中

電話:03-3501-1763 (直通)



## 平成19年度予算に係る新連携対策補助金（事業化・市場化支援事業、連携体構築支援事業）の公募について

経済産業省中小企業庁では、中小企業が事業の分野を異にする事業者（中小企業、大企業、個人、組合、研究機関、NPO等）と有機的に連携し、その経営資源（技術、マーケティング、商品化等）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新市場創出、製品・サービスの高付加価値化を目指す取り組み（「新連携」）を支援することを目的として、平成19年度予算において新規採択のための公募を行いますので、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては経済産業省中小企業庁及び各経済産業局より公表される資料又はホームページをご覧ください。

### 【事業概要】

#### （1）事業化・市場化支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な取り組みを支援します。具体的には、複数の中小企業が連携して行う新事業に必要な新商品開発（製品・サービス）に係る実験、試作、研究会、マーケティング調査等に係る経費を補助します。

#### （2）連携体構築支援事業

専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具体化を図るため、自己の優れた経営資源（技術、マーケティング、商品化等）を持ち寄り、他者（企業、組合、研究機関、NPO等）と連携体を構築する取り組みを支援します。具体的には、連携構築に資する規約の作成、コンサルタント、マーケティング調査等に係る経費を補助します。

<スキーム>

国（経済産業局） → （3分の2補助） → 連携体代表者（中小企業者等）

### 【交付の対象】

#### 1. 補助の対象となる要件

##### （1）事業化・市場化支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者であること。

##### （2）連携体構築支援事業

中小企業者であること。

## 組合 Q &amp; A

## 賛助会員制度について

Q1 賛助会員制度の導入を検討している、次の点についてご教示願いたい。

(1) 賛助会員の資格に制限はあるか。  
(2) 賛助会員の組合事業利用は、員内利用扱いとなるのか。

「A」 事業協同組法定款参考例により賛助会員制に関する規定が定款例に次のように位置づけられている。

## 第7章 賛助会員

## (賛助会員)

第51条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。但し、賛助会員は本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

この賛助会員制度が定款例に位置づけられた趣旨は、組合が賛助

会員制を活用して外部関係者を組織化することにより、その協力理解を得るなど、最近特に重要性が高まっている組合と組合外部との交流・連携を促進しようというものである。したがって、単なる資金集めのためにこの制度を活用することはできない。

(1) 賛助会員の資格は、定款参考例には、「本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者」となっており、このほか特に資格についての制限はない。賛助会員の資格は、組合の実情に応じて定めることができるが、外部関係者を組織化することにより、その協力・理解関係の一層の増進に資するという賛助会員制度の主旨に留意し、その範囲を逸脱しないようにすることが肝要である。

また、協賛会員は法に定める組合員には該当しないので、注意が必要である。  
(2) 賛助会員は組合員ではないので、定款に定める組合事業を利用する場合は、員外利用に該当することになる。

組合が賛助会員に対して行う利便の供与等の事業活動としては、

例えば、①組合が作成または発行する資料等情報の提供、②組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催、③賛助会員に対する指導・教育、④その他賛助会員制の設置目的を達成するために必要な事業等が考えられるが、これらの事業活動は、あくまで賛助会員制の主旨を逸脱しない範囲で行うことができるものである。

また、組合が賛助会員に対して行うこのような事業活動は、直接の利用者が賛助会員であっても、その利用の態様が組合員の利用と競合する（組合員の利用に支障を与える）ものではなく、むしろ組合員への奉仕という組合本来の目的の達成のために必要な事業を行うのであるから、この場合の賛助会員の利用は、員外利用には該当しないと解されている（平成3年6月12日付3企庁第1325号、中小企業庁指導部長通達「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の運用について」において、員外利用の概念が明示されているので、参照されたい。）

最後に、定款参考例では、賛助会員について必要な事項を規約で

定めることとしているので、賛助会員制を導入する場合は、規約を設け、制度の内容を明確にしておくことが必要である。

組合事業の  
利用強制について

Q2 本県内の某市の製氷業者において、組合員の製氷をすべて組合を通して販売をする目的をもって事業協同組合設立の動きがあるが、これら事業につき次の点を照会する。

(1) 組合同約で「組合員の製氷はすべて組合を通じて販売しなければならぬ」旨の直販禁止を行うことは、独占禁止法上からも差し支えないか。

(2) 上記の規約に罰則を付する場合とそうでない場合とでは、法的に効果は異なるか。

(3) 販売価格は、組合自体が定める価格であるので、「価格協定事業」に該当しないと考えるがどうか。

「A」 (1) 協同組合の事業の利用を組合員に強制することは、その行為の内容が独占禁止法第22条但し書きに該当するもの、すなわち、

「不公平な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」でない限り差し支えないと解する。したがって、ご質問のように組合規約に組合員の製品の直売禁止を規定することは、独禁法22条の要件を満たしている限り差し支えない。

なお、組合事業の利用を強制することは、組合員の自由を不当に拘束する危険があること、また、農協法第19条において組合が組合員と組合事業の一部の専属利用契約を締結する場合は、契約の締結は組合員の任意とされていることから、農協法第19条を類推して組合は組合員が自由意志により専属利用契約を締結した場合のほか組合事業の利用強制はできないとする有力な説があるので、慎重に行う必要がある。例えば、組合規約により行う場合でも、組合員全員一致による議決を行う等の配慮が必要であろう。

- (2) 組合事業の利用強制が適法と解される以上当然罰則を付けることは差し支えない。
- (3) 貴見のとおりである。

## 加入拒否の「正当な理由」の解釈について

Q3 中協法第14条は、組合員資格を有するものであっても、組合は、正当な理由があれば加入を拒否できると解されるが、その正当な理由とは、どのような理由をいうのか。

「A」 「正当な理由」とは、組合員資格を有する者に対して一般的に保障されている加入の自由が具体的な特定人に対して保障されないこととなっても、中協法の趣旨から、あるいは社会通念上からも不当ではないと認められる理由をいう。

「正当な理由」として認められるものとしては、次のような場合が考えられる。

- (1) 加入申込者自体にある理由
- ① 加入申込者の規模が大きく、これを加入させると組合の民主的運営が阻害され、あるいは独占禁止法の適用を受けることとなるおそれがあるような場合
- ② 除名された旧組合員が除名直後又はその除名理由となった原因事実が解消していないのに加

入申込みをしてきた場合

③ 加入申込み前に員外者として組合の活動を妨害していたような者である場合

④ その者の日頃の行動からして、加入をすれば組合の内部秩序がかき乱され、組合の事業活動に支障をきたすおそれが十分に予想される場合

⑤ その者の加入により組合の信用が著しく低下するおそれがある場合

⑥ 組合員の情報、技術等のソフトな経営資源を活用する事業を行う際に、当該経営資源や事業の成果等に係る機密の保持が必要とされる場合において、例えば、契約・誓約の締結、提出などの方法により機密の保持を加

入条件とし、これに従わないものの加入を拒む場合（ただし、条件はすべての組合員に公平に適用されることが必要である。）

(2) 組合側にある理由

組合の共同施設の稼働能力が現在の組合員数における利用量に比して不足がちである等、新規組合員の増加により組合事業の円滑な運営が不可能となる場合

なお、「正当な理由」に該当す

るか否かについては、その事実をよく調査し、その実情に応じて判断するのが適当と考える。

## 定款変更の効力発生時期について

Q4 中協法第51条第2項において「定款の変更は、行政庁の認可を受けなければその効力を生じない」と規定されているが、変更した場合、その効力の発生時期は、認可をしたときであるか、あるいは組合が変更議決をしたときに遡及するか。

「A」 定款変更の効力は、行政庁が認可をしたときに発生し、組合が定款変更を議決したときに遡及しないものと解する。

なお、効力発生時期をさらに厳密に言えば、定款変更の認可は、行政処分であるから、行政庁において決裁を終わった日又は認可書を作成した日にその効力が発生するのではなく、認可があったことを組合が知り得たとき、すなわち認可書が組合に到着したときから効力が発生することになる。



# 「インサージェント」の目

## 〈統計・データ いろいろ 経済学〉 データの罫・情報コントロールに「用心

### 氾濫している統計情報

日本中いたるところに情報があふれている。テレビや新聞、雑誌にはさまざまなデータが発表される。私達の日常はデータに触れない日はまずないといえる。

- 六五歳以上が五人に一人、先進国の最高水準
- がんの三割はたばこが原因
- ワールドカップの経済波及効果は三兆三〇〇億円

これらのデータが公表されることによってさまざまな影響を受けているといっても過言ではない。

私達は統計データというと、それだけで客観的なものと思いがちだが、実際には客観性を装う危ないデータが数多くはびこっている。

統計という言葉を聞くと、さまざまな数値や表、グラフを連想するが、「世論調査」「家計調査」「経済成長率」というように、末尾に

「調査」や「率」が付いている言葉と、それに関する具体的な数値のほとんどは、実際に調査した統計をもとにしたものである。

統計学は、大きく二つの分野に分けることができ、その一つは記述統計学、もう一つは、推測統計学である。記述統計学とは、投票率や出生率のようにすべてのデータをもとに出されたものである。

推測統計学は、製品の品質検査などにもちいる抜き取り調査の方法で、すべての製品の検査をするわけにいかないとき、一部から全体を推測するものである。このように調べたいものの一部を調査する方法を「標本調査」と呼んでいる。

統計調査には、さまざまな手法があり、それだけに都合のいいデータを使い、自分の考えや特定の政策に導こうとしているものが少なからず存在している。

### 統計の基本「代表値」

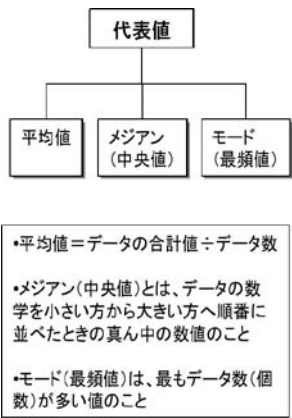
統計は、集めたデータをもとに、そのものの現状や傾向、全体像を明らかにすることが目的である。たとえば、生徒が三〇人いるクラスのテスト結果を表にしてみても、そのテスト結果の特徴をすぐに読み取ることができない。

そこで、データの特徴や傾向を現すもの一つとして考え出されたのが「代表値」と呼ばれるものである。この基本となる代表値には「平均値」「メジアン（中央値）」

「モード（最頻値）」があり、この三つの代表値を出すことによつて、より正確な特徴を読み取ることができるようになる。

《給与二〇万円のA君のぼやき》

S 商事に勤めているA君は、社長が「うちの会社の平均賃金は四〇万円だから世間一般よりずっと高い」というのを聴いて、憤慨している。A君のケースでは、次表のように、モードは一二万円であるから、メジアンやモードの方がずっと実態に則した納得のいく数字なのである。



●S商事の社員の賃金表

12万円	15万円	18万円	20万円
7人	3人	2人	1人
38万円	85万円	120万円	180万円
2人	2人	1人	1人

↓

•平均値 (12×7+15×3+18×2+20×1+38×2+85×2+120×1+180×1)÷20=42.55万円
•メジアン (15万円+18万円)÷2=16.5万円
•モード 12万円

## 統計には罣がかくされている

### 《経済効果の怪》

「二〇〇二年ワールドカップの経済波及効果は三兆三〇〇〇億円に」——新聞紙上をにぎわす経済波及効果の数字は威勢がいい。このような数字が発表されるだけで、「景気が良くなる」といった期待をもたらす。しかし、この数字はあくまで予測されたものであり、実際にどの程度効果があったかを事後に測定されることは少ない。これらの数字はどれだけのお金がフローとして動くかを示したもので、間接的な効果も含まれている。経済効果というのは、プラス部分をかなり楽天的に推測し、多少なりとも関係しそうなものを全部加えてはじき出した数字というのが実態のようである。

### 《需要予測も眉唾もの》

経済効果と同様に眉唾ものが多いのが、利用者数など、事業に関する需要予測である。過大な見込みが立てられたため、その後の破綻を招いたものも少なからずある。事業を実施したいという行政側の意向を、シンクタンク側が、需要予測に関する調査結果の内容に反映

させることは少なくない。例えば、島根県で三つ目となった石見空港は、二〇〇〇年度の利用見込み客は五〇万八〇〇〇人だったのに対し、実際は一四万七〇〇〇人と、需要予測が三割である。第二、第三の夕張市にならないためにも、需要予測の妥当性を計画段階からしっかりと検討すべきである。

### 《都道府県ランキングの不思議》

世の中、評価で花盛りである。大学や病院、IT先進度等さまざまな分野で評価が幅をきかせている。特に自治体の豊かさを順位づけることが九〇年代前半のブームになった。きっかけは九一年度に国民生活白書が「生活の豊かさ指標」を発表したことに始まる。次の表を見ていただきたい。

●都道府県ランキング結果(順位・抜粋)

	A	B	C	D	E
東京都	38	1	1	10	6
千葉県	47	31	27	45	45
埼玉県	46	35	22	47	47
神奈川県	44	7	3	33	44
富山県	3	3	9	2	4
石川県	10	9	6	1	1
大阪府	43	23	4	44	42

- A: 地域別豊かさ総合指標(経済企画庁)
- B: 豊かさランキング(社団法人社会開発研究所)
- C: 都道府県別くらしやすさ指標(浜銀総合研究所)
- D: 地域の豊かさランキング(三菱総合研究所)
- E: 都道府県別暮らしやすさ指標(日経産業消費研究所)

このランキング結果を比較すると、北陸各県の順位が高いものと、東京都など大都市部の順位の高い

ものの二つに大きく分けられる。一方、我が千葉県や埼玉県の順位が低い。ランキングごとに結果が大きく異なるのは、採用した個別データの違いによるところが大きいのである。埼玉県のように「豊かさ指標」とは違った視点から新たな指標を作成し、県がもっと上位に位置していることをPRしたため、さらに波紋を広げることになった。

### 《企業収益動向のだまし》

企業収益の動向は景気の状態を判断するための重要な材料として注目されている。いま、新聞紙上にこんな記事が載ったとする。

「前期四〇%減益であったが、今期は回復し五〇%の増益見込みである」

これを見て私達は、あまり深く考えないで、今期は前々期以上に業績が回復すると思ってしまう。前期はマイナス四〇%で今期はプラス五〇%という二つの数字を単純に比較してしまうのである。いま、前々期を一〇〇とすれば前期は四〇%ダウンの六〇であり、したがって五〇%アップの今期は九〇に過ぎない。つまり、二つの比較のベースが異なっており、単純

に算術平均できないこともある。

### 統計情報をコントロールしよう

今までみてきたように、統計結果が必ずしも信用できる結果だとは限らない。グラフの表示方法を変えるだけでも印象の違ったものにする事ができる。また、ある新製品のモニター調査をした結果、その製品を満足と答えた人が八〇%いた場合、非常に満足のいく製品であるという印象を受ける。しかし、そのモニターに参加した人数が五人だとしたら、その信頼度は変化せざるを得ない。つまり、調査対象者の性別や年齢などに極端な偏りがあつた場合には、調査結果も偏りがあるものになる。調査の中には、都合の良い結果になるように、あらかじめ偏りを持たせた調査を実施している場合もある。プライバシーの保護の高まりとともに、調査の回答数は低下傾向にあるが、できれば有効回答率は五〇%以上は欲しい。日本人はとかく平均指向が強いようで、平均値を理想化する傾向がある。これからは、データの分布状況や他の統計指標も調べて、データの特徴をつかむことが大切である。(中小企業診断士 大塚慎二)

## 「70歳まで働ける企業」創出事業のご案内

本会では少子高齢化が深刻化する中、働く意欲と能力のある高齢者が年齢にかかわらず働ける社会の実現を目指して、厚生労働省の委託を受けて平成16年度から会員組合等と連携して「65歳雇用導入プロジェクト」事業を3年間推進して大きな成果を得ることができました。

さらに、本年度は厚労省より「70歳まで働ける企業」創出事業を受託いたしました。皆さまの組合や傘下組合員の高齢者雇用について中央会がお手伝いいたしますので、ご活用下さい。

### ■70歳まで働ける企業概念

- (1)70歳以上まで雇用する制度の導入
  - ・70歳以上の定年の定め
  - ・定年の定め廃止
  - ・70歳以上までの継続雇用制度
- (2)企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳まで働くことができる企業

### ■70歳まで働ける企業奨励金

定年の引き上げ等には賃金体系の見直しなど経済的負担を伴うこともあり、これを行う中小企業を支援するために、本年度から新たに「定年引上げ等奨励金」の制度が始まりました。

この奨励金は①中小企業定年引上げ等奨励金と②雇用環境整備助成金とからなっております。支給要件等詳細については(社)千葉県雇用開発協会までお問合せ下さい。TEL. 043-225-7931

### ■本会は傘下組合とその会員企業へ周知するとともに、次の活動を推進します

- (1)事業推進会議の開催⇒千葉労働局の策定方針を踏まえた事業の実施計画の策定
- (2)対象企業への現状調査⇒対象企業の現状調査（800社）、先進企業の現地視察、調査結果報告
- (3)70歳雇用実現プログラム
  - ①個別相談100件＝個別企業の賃金・人事処遇制度の整備、能力開発や職場環境の改善等に対する相談援助
  - ②セミナー 10回＝70歳までの雇用に向けた賃金・人事処遇制度の整備等に関するセミナー等
- (4)確保措置充実プログラム
  - ・定年の定め廃止
  - ・65歳以上までの定年の引き上げ
  - ・希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用の実施
    - ①個別相談50件
    - ②セミナー 5回
- (5)傘下企業に対する周知等
- (6)高年齢者雇用基盤強化相談員
- (7)事業の実施状況・成果の報告
- (8)事業期間終了後の取り組み⇒具体的な成果が得られない場合は、継続的な支援を行う

### ■相談・個別指導・セミナー等の申し込みは

千葉県中小企業団体中央会 連携支援部 TEL.043-242-3277

「70歳まで働ける企業」創出事業推進員 行川 清（なめかわ・きよし）、船渡川 孝（ふなとがわ・たかし）



## 【組合の概要】

金田魚介類仲買協同組合は、23年前の昭和59年2月、新たに金田漁業協同組合が養貝場を設置するに際し、それまで個々に取引していた金田地区の魚介類仲買業者が結束し、組合組織として交渉力を高め、組合員企業の経営改善を行うために設立された。以来、組合は、この養貝場から採れるアサリとバカ貝の成員の共同購入、養貝場へ入れる種アサリの共同販売を行っている。

設立以来順調に推移してきた共同購入、共同販売事業であったが、平成元年にアクアラインの建設工事が始まり、影響が懸念された。しかし、その後も順調な水揚げが続いてきたものの、ここ2年は極端に落ち込んでおり、最盛期に成員、稚貝合わせて20万タール（1タール15kg）取引されたものが平成18年度は5万タールと4分の1にまで落ち込んだ。

アサリが日本の食卓に日常的に出回るようになったのは東京オリンピックの数年前からで、それまでカマスや網に入れ運んでいたものが、発泡スチロール容器に海水を入れた状態で運搬されるように

## 金田魚介類仲買協同組合

## 齊藤剛一理事長

◎さいとうこういち 昭和33年中学卒業と同時に祖父の経営する水産卸問屋で修行、昭和55年有限会社与兵衛水産を設立し代表取締役に就任する。昭和59年に発起人代表として金田魚介類仲買協同組合の設立を手がけ、以来専務理事、平成5年代表理事就任。現在に至る。64歳。



### 金田魚介類仲買協同組合

所在地 木更津市瓜934  
代表者 齊藤 剛一  
組合員数 19名 出資金 3620万円  
職員数 1名

## 地域と連携し

## 水産資源と環境保全を考える

なり、砂抜アサリとして商品化されたこと、そして

不漁が繰り返されているのでこれから良くなると予想する。

て高速道路や一般道の整備が進み流通の範囲が広がったことによる。その

【齊藤剛一理事長の横顔】

頃アサリ専門の仲卸業者は随分儲かっていたとの

齊藤理事長は、地元中学を卒業してすぐに祖父が経営する水産卸

ことである。理事長は、

会社で働き始め、昭和55年にはそこを父親の弟（叔父）に譲り、

水産資源にはサイクルが

立して法人化し、現在の有限会社

あり、10年スパンで豊漁

与兵衛水産の代表取締役に就任して27年になる。組合設立に当たっ

ては、金田地区の仲買業者の代表として先頭に立って漁協との折衝にあたり、当組合が一つの仲買業界団体として認知されるよう尽力された。当時は漁協の役員でもあったが当組合側に立った対応をすべく金田漁協の役員は辞めて組合運営に専念している。

近年、理事長の会社の事業は、従来の仲卸業はやや縮小気味で、地元地場産品の小売市場である「アクア・わくわく市場」に出店しており、平成11年4月出店当初は1区画であったものが、現在13区画にまで拡張している。

趣味を伺ったところ、若い頃はオートバイや車であったが、現在は庭木いじりとのことで、自宅の庭には黒松を始め多くの植木や草花が植えられており、年中何かしらの花を見る

ことができる。こ



## 情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 &トピックス・4月

### ■味噌製造業 【県内全域】

出荷は増加したが、仕込みが多かった為に在庫増加となった。

### ■パン製造業 【県内全域】

給食パン加工費の単価改定に伴い、若干の収入増が見込まれる。

### ■シャツ製造業

【千葉県・東京都】  
季節の変わる時期なので取引は好転した。

### ■印刷 【千葉県】

選挙と年度末需要の影響によって、一部の会社は超多忙であった。

### ■生コン製造 【県内全域】

ピーク時の77%まで回復した。マンション需要が中心であったが、今後は圏央道等に期待したい。

### ■電気鍍金 【県内全域】

受注量は多いが材料の値上により収益状況は悪化している。

る。

### ■鉄工 【千葉県】

総じて仕事量に恵まれ、比較的堅調な推移となっている。

### ■石油製品製造業

【富津市・他】  
売上げ、収益共に微増となった。

### ■食肉卸売業 【県内全域】

一部商品の生産者価格上昇があるも流通の変化はなし。

### ■建築材料卸売 【県内全域】

雨が多いためか新年度に入り需要が減少傾向で、回復感はない。

### ■自動車解体業 【県内全域】

資源市況は相変わらず沸いているが、使用済み車の在庫が少ないことと、国内向けリサイクル部品販売に元気がないため好況感が出てこない。

### ■小売

【柏市】  
陽気が安定せず、軽衣類品が買い控えられている。周辺に相次いで出店した大型店の影響か、休日の来街者が減っている。

### ■小売

【東金市】  
商材は、春物で気温の寒暖差が微妙に購買意欲を減退させているらしいがある。新入学、新社会人関連商品の動きは見られず。月末はGWの行楽シーズンで客足はあったが売上げにはなかなか結びつかなかった。

### ■小売

【野田市】  
大型郊外型ショッピングセンターの出店が暗礁に乗り上げたが、駅前立地の商業施設を新設する計画が浮上した。

### ■電気機器小売 【県内全域】

引き続き価格下落（特に薄型テレビ）。売上不調。買換え模様。

### ■中古車仕入・販売【県内全域】

卸売市場はゴールデンウィークがからむこともあり低調に推移。良質車は例外的に堅調（引き合いが加速の気配）。輸出関連がらみに注目が集まっている。

### ■農業機械販売整備

【県内全域】  
本来、春需の最盛期で当用買い最大な時期なのに「おだやかに」推移。例年より試運転も少ない。田植えは4月中旬に85%終了。これも地球温暖化の影響。

【小売・サービス】習志野市  
前月比6%の減少。飲食店も大分厳しい状況。

### ■建設揚重 【県内全域】

稼働率が若干下り傾向。最近の燃料費の高騰もコストに影響する。

### ■学習塾 【県内全域】

出だしがぱっとしない感あり。中学入試のための需要は上向きつつあるが、中学生の伸びが止まっている。高校全入時代を迎えて、どうにかならずという低学力層の入塾率が減少している感がある。

### ■旅館業 【鴨川市】

DCキャンペーンが4月までなのに2月から4月は前年比割れとなった。

### ■遊覧船 【鴨川市】

DCよりも天候に左右され、特に土日の天候の悪化により乗船客が減少。

### ■一般廃棄物処理業【千葉県】

今月から千葉市条例料金が値上りし、収集運搬料金を値上げしたが、全顧客に理解されない状況。業者変更がある事を考えると、顧客からの県全業務、千葉県への処分料金の支払いが行われる5月以降に大きく悪化する事も予想される。

### ■警備業 【千葉県・他】

前年に比べ好転している。受注増に人員不足により応じられない月がある。

### ■建設 【県内全域】

組合員の官公庁からの受注は883百万と、前月比4,553百万の大幅な減少となった。前年比でも579百万の減少であり過去最低であった。山武、京葉、夷隅地域は受注が0であった。

【貨物運送】野田市  
ガソリン代の値上りによりコストに影響。ゴールデンウィーク前は車両が不足して困った。

### ■貨物運送 【野田市】

ガソリン代の値上りによりコストに影響。ゴールデンウィーク前は車両が不足して困った。

### ■建設 【県内全域】

組合員の官公庁からの受注は883百万と、前月比4,553百万の大幅な減少となった。前年比でも579百万の減少であり過去最低であった。山武、京葉、夷隅地域は受注が0であった。

### ■警備業 【千葉県・他】

前年に比べ好転している。受注増に人員不足により応じられない月がある。

### ■建設 【県内全域】

組合員の官公庁からの受注は883百万と、前月比4,553百万の大幅な減少となった。前年比でも579百万の減少であり過去最低であった。山武、京葉、夷隅地域は受注が0であった。

### ■貨物運送 【野田市】

ガソリン代の値上りによりコストに影響。ゴールデンウィーク前は車両が不足して困った。

# 新しい中小企業組合制度がスタート



佐伯 昭雄氏 (さえぎ あきお)

全国中小企業団体中央会会長  
宮城県中小企業団体中央会会長  
東北電子産業株式会社代表取締役社長  
東北工業大学名誉教授

「ガバナンスの向上です。主として共済事業を実施

「2つの側面から改正されています。①中小企業組合の運営に関

## ガバナンス向上を目的に

07年4月1日、新しい中小企業組合制度がスタートした。これは06年6月に「中小企業等協同組合法(中協法)」、「中小企業団体の組織に関する法律(中団法)」が改正され、本年4月から施行したことを受けてのもの。具体的には、中協法に規定されている事業協同組合・連合会、事業協同小組合、火災共済協同組合・連合会、企業組合、中団法に規定されている商工組合・連合会、協業組合の運営方法が大きく変わるようになる。多岐にわたる改正点が盛り込まれ、組合が早急に対応を迫られる事項もある。また、会社法の成立に合わせた改正も05年5月に行われており、中協法・中団法は2年連続で改正されたことになる。そこで、約3万2千の中小企業組合に305万の中小企業を擁する我が国最大の中小企業団体である、全国中小企業団体中央会の佐伯昭雄会長に改正法のねらいやポイント、取り組みについて聞いた。

中協法・中団法は2年連続で改正されましたが、今年4月1日から施行された改正法の目的は何ですか。

「具体的に、法改正により何が

変わるのですか。

するルールの全面的な見直し。②共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入が柱です。大規模組合・共済事業実施組合には、さらに上乗せ措置がありますので注意が必要です。」

「主な改正点は、①役員任期の変更(役員3年以内から理事2年以内、監事4年以内)、②理事による利益相反取引の制限規定の新設、③監事の権限強化と限定、組合員の権限拡大、④会計帳簿の10年間の保存義務の創設および閲覧請求要件の緩和、⑤業務監査権限を持つ監事の理事会への出席、議事録への署名の義務付け、⑥会計に関する規定の整備、⑦決算関係書類等の作成・手続きの明確化などです。」

中協法・中団法は、新しく成

## 「全国中小企業団体中央会」概要

全国中小企業団体中央会は、法律に基づいて経済産業大臣の認可を得た法人です。

○47都道府県中小企業団体中央会とともに、傘下約32,000の中小企業組合に305万中小企業を要する我が国最大の中小企業団体です。

中小企業組合は、様々な業種・地域で、相互扶助の精神の下、中小企業が単独では不足する経営資源を補い合いながら伸びていくための組織です。

○全国至るところにある工場団地、卸商業団地、商店街、専門店会、市場、信用組合、火災共済協同組合なども中小企業組合が運営するものです。

○税制上の優遇措置があり、中小企業組合専門の金融機関として、商工中金があります。

立した会社法と合わせて整備法により、2年前にも改正され、昨年5月1日から施行されていますね。

「2年前の法改正は、会社法制現代化の成果を取り入れたもので、情報通信技術を活用した組合の運営が可能となり、定款自治範囲も拡大されています。」

「主な改正点は、①役員任期の延長規定の導入、②理事会の定数と決議要件の過半数を上回る割合の定め、③持ち回り決議や電子メールによる理事会決議の容認、④理事会の議事録への署名の容認、⑤総会の議事録への署名義務の撤廃、⑥総会・理事会の招集期間の短縮、⑦組合員全員の同意を条件とする招集手続の省略な

どです。」

「現場から多くの相談が寄せられているようですね。」

「本会では、改正法に的確に対応していただけるよう、改正内容を記載した、パンフレットを作成、大量に配布することとしています。さらに、47都道府県中小企業団体中央会では、説明会や相談会を開催するなど、きめ細かく全力で中小企業組合の皆さまを支援していく予定です。」

## ●お問い合わせ

全国中小企業団体中央会  
<http://www.chukokai.or.jp>  
又は千葉県中小企業団体中央会へどうぞ。